

広島県人事委員会告示第四号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項に規定する県統計調査を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

一 調査を行う者の名称

広島県人事委員会

二 調査の名称

寒冷地手当等の支給状況に関する調査

三 調査の目的

地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与等を民間の従業員の給与等と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。

四 調査対象の範囲

広島県内における企業規模五十人以上かつ事業所規模五十人以上の民間事業所

五 報告を求める事項

寒冷地手当等の支給状況に関する事項

六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

平成二十七年四月分の最終給与締切日現在

七 報告を求める者

1 数

約十事業所

2 選定方法

国における寒冷地手当の指定基準を満たしている地域に所在する事業所を有意抽出する。ただし、当該地域は平成十五年二月一日現在の市町村単位によるものとする。

八 報告を求めるために用いる方法

郵送調査又は訪問調査

九 報告を求める期間

1 調査の周期

一回限り

2 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成二十七年五月一日から平成二十七年六月十八日まで